

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>



非正規職員の活用

法改正をよく知り、魅力ある職場づくりを！



労働契約法の改正により、2013年4月以降に、同じ使用者との間で有期契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換することになりました。来年4月にいよいよ通算5年をカウントする時期を迎え、2018年問題とも呼ばれています。

非正規の「無期転換」「同一労働同一賃金」という2つの法改正は、自院が人材確保につながる魅力ある職場づくりに取り組む機会にもなりますので、正規・非正規の違いや問題点等について確認しましょう。

正規・非正規の問題整理

正規・非正規	契約期間	無期転換問題	同一労働同一賃金
正規	無期（定年まで）		
非正規/契約社員 （正規と同労働時間）	無期		正規との待遇差解消 （同一労働同一賃金 ガイドライン案）
	有期	無期転換	
非正規/パート （正規より短時間）	無期		
	有期	無期転換	

「有期契約労働者の無期転換」の対応策の例

対応策	メリット	デメリット
1. 契約が5年を超えないように終了	無期にならない	人材の流出、新規採用が必要
2. 無期契約 に転換	新規採用は不用	期間満了で終了できない
		引き上げた分のコスト増大
3. 正規 にする	モチベーション上昇	賞与・福利厚生など正規と同じコストがかかる
短時間正職員等		

今後、秋の臨時国会で審議されていく「同一労働同一賃金」の問題

「同一労働同一賃金ガイドライン案」がすでに公表されていますが、実際の適用時期は2019年以降になるといわれています。まだ適用まで時間がありますので、法改正の方向性や状況などに注意しながら、今後、非正規職員の処遇の改善を図るなど、よりモチベーションアップして働いてもらえるよう、2019年4月をイメージして対策を立てていくとよいでしょう。